

## 建築基準法第43条第2項第2号の許可に関する判断基準

### (目的)

第1 この基準は、建築基準法（以下「法」という。各提案基準において同じ。）第43条第2項第2号の規定における許可に関する判断について必要な事項を定め、もって適正な法の運用を図ることを目的とする。

### (運用の原則)

第2 法第43条第2項第2号の規定による許可の対象は、次の各項のいずれかに掲げるものとする。

- 1 建築基準法施行規則（以下「規則」という。）第10条の3第4項第1号の規定に該当する建築物は、その敷地が公園、緑地、広場等の空地に2m以上（法第43条第3項の規定に基づく大阪府建築基準法施行条例の規定に該当する場合は、その長さ。以下、各提案基準において同じ。）接し、通行上支障がないものであることとする。
- 2 規則第10条の3第4項第2号の規定に該当する建築物は、その敷地が公共の用に供する幅員4m以上の次のいずれかに掲げる道に2m以上接するものであることとする。
  - ① 土地改良事業、農道整備事業等による農道
  - ② 河川又は海岸の管理用の道
  - ③ 港湾施設である道
  - ④ 国又は地方公共団体の管理する道
  - ⑤ 空港の管理道
- 3 規則第10条の3第4項第3号の規定に該当する建築物は、その敷地が、次のいずれかに該当するものであることとする。
  - ① 山間部等で将来とも周辺に建築物の立ち並びが想定されない敷地
  - ② 前2項に規定する空地又は道以外の通路に2m以上接する敷地
  - ③ 道路、第2項に規定する道若しくは②に規定する通路に有効な空地を介して接する敷地

### (提案基準等)

第3 建築審査会に諮問するにあたり、公正かつ、迅速な事務処理を図るため、この基準に定めるところに従い、提案基準及び一括同意基準を別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

この基準は、平成11年5月1日から施行する。

この基準は、平成12年7月3日から施行する。

この基準は、平成19年10月1日から施行する。

この基準は、平成24年4月2日から施行する。

この基準は、平成30年9月25日から施行する。